

# 健康管理ニュース

2017年8月号

## 受動喫煙について考えてみましょう！

2019年9月にはラグビーワールドカップ、2020年にはオリンピック・パラリンピックが日本で開催されることから、現在、国内では受動喫煙防止対策の強化が進められています。そこで、今回は『受動喫煙』に関するお話です。

### ◆たばこの煙について

たばこの煙には約4000種類の化学物質、約200種類の有害物質、60種類以上の発がん物質が含まれています。また、たばこの煙の種類としては、喫煙者が吸う「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち上がる「副流煙」があります。喫煙者はフィルターを通した主流煙を吸っていますが、周りにいる方は、呼出煙と副流煙を吸っていることとなります。この副流煙は、不完全燃焼になりやすく、フィルターを通していないため、有害物質が主流煙よりも多く含まれています。

具体的には、ニコチン・タールで数倍、アンモニアで数十倍です。さらに喫煙後45分ほどは、喫煙者の吐く息や衣服などからも有害物質が放出されているといわれています。つまり、換気扇下や屋外、喫煙所などで喫煙をしても、その後周囲に対しての影響はあるということです。

### ◆受動喫煙による健康障害

国立がんセンターの研究では、受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患によって、年間6800人が死亡しているとの報告があります。また、1日20本以上喫煙する夫をもった非喫煙者の女性の肺がん死亡リスクは、約2倍になるとの報告もあります。さらに、子どもへの影響も深刻です。受動喫煙によって子どもの呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然症候群を引き起こすリスクも高まりますし、早産や低体重児のリスクも高くなります。加えて、子どもの誤飲で最も多いのもたばこです。

### ◆世界の受動喫煙対策と日本の現状

2010年7月に、WHOとIOC（国際オリンピック委員会）は、たばこのないオリンピックを推進することで合意しています。合意後、日本を除くすべてのオリンピック開催国・開催予定国は、罰則を伴う法規制を実施しています。また、世界188か国の中で、49か国（イギリスやカナダ、ロシアなど）が法律で公共の場所すべてを屋内全面禁煙義務としています。

一方、日本には屋内全面禁煙義務の法律がありません。現状、健康増進法第25条の中で受動喫煙対策を努力義務とし、自主的な取り組みを推進しています。地方自治体によっては、公共の場所での喫煙を規制しているところもありますが、受動喫煙対策としては世界最低レベルの水準です。

### ◆今後の受動喫煙対策

厚生労働省は2017年3月に公表した「受動喫煙対策の強化について（基本的な考え方の案）」の中で新たに導入する制度の考え方について示しており、以下がその概要です。

[1]多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、建物内禁煙とする。（官公庁、社会福祉施設など）

[2][1]の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康障害を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。（学校、医療機関等）

[3]利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とする。（飲食店等のサービス業他）

### ◆最後に

先にも述べましたように、日本の受動喫煙対策は、世界に比べて遅れています。この現状の中で、喫煙者はどのように周囲の人に配慮を行っていくのか、非喫煙者はどのように自分自身の身を守っていくのかを、少し考えていく必要があるかもしれません。是非この機会に、受動喫煙について考えてみてください。

以上

以上